

Close up

03 3月と4月は市民課が大変混み合います

転入や転出等の手続きが集中するため、市民課の窓口が大変混雑します。迅速な対応に努めますが、長時間お待ちいただくことがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※特に、12:00~14:00の間は、お昼休みを利用して手続きに来る方も多くいるため、大変混み合います。住民異動・戸籍の届出・証明発行等の手続きは、各支所（市内7か所）でも受け付けています。「市民課・支所の窓口混雑状況」はスマートフォンやパソコンから確認できます（右の2次元コード）。市民課の受付待ち時間予想や、当日の窓口混雑状況等を確認し、手続き場所をご検討ください。
有料の7条地下駐車場は30分まで無料。総合庁舎横や支所の駐車場は無料で利用することができます。



届出受付までの待ち時間

※証明書の受付・交付も通常より時間がかかる場合があります。



混雑状況

- 最大5時間程度
 - 最大4時間程度
 - 最大3時間程度
 - 最大2時間程度
- ／市役所の閉庁日

3月

日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

【詳細】市民課 25・6204

マイナンバーカードで、来庁することなく転出の手続きができます

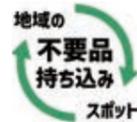
スマートフォンなどを使ってご自宅等いつでも転出の手続きができます。また、転出の手続きを行うと、同時に転入予定先の市区町村に転入の手続きを窓口で行うための来庁予約ができます（ご利用には有効な署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要）。ぜひご利用ください。
※当日中に申請された届出は、翌営業日から順次処理を行います。当日中に処理を行うことはできませんのでご注意ください。

証明書のコンビニ交付サービスをご利用ください！

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することができます。
※マイナンバー入りの住民票の写しは取得できません。
※転出の手続きをした方はご利用いただけません。
※そのほかにも条件等がありますので、詳しくは市庁をご確認ください。

Close up

04 あなたの「不要品」が、誰かの「お気に入り」



内容 店舗持ち込みによる「まだ使える不要品（リユース品）」の無料引取のほか、リユース品の購入・譲受も店舗内で可能

営業時間 10:00~17:00

※毎週火・水曜日、年末年始を除く。

ところ ジモティースポット旭川旭町店（旭町1の9）

対象 持ち込みに限り旭川市民限定（購入・譲受は市外の方も可）

※まだ使える不要品が引取対象（一部対象外あり）。

その他 市はジモティーとのリユースによるごみ減量を目的とした連携協定を締結しています

【詳細】サービス内容に関すること ● ジモティー スポット旭川旭町店 74・8210
その他 ● クリーンセンター 36・2213

旭川市 × ジモティー
Asahikawa City × JIMOTIE

ジモティースポット 旭川旭町店

家電 スポーツ用品 こども用品 衣類 食器 など

まだ使える不要品をお持ち込みください

予約不要
直接持ち込み可能

5分で完了
持ち込んで選だけ

無料引取
何品でもOK

Close up

01 支給額1人7,000円 旭川市物価高騰対応支援給付金

市では、食料品などの物価高騰による影響を受けている方々が安心して生活できるように、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全市民を対象に現金を支給することで負担軽減を図ります。

対象者 令和8年1/1時点で旭川市に住民登録のある方

支給方法

① 支給のお知らせ（圧着はがき）が届いた方（3月中旬送付）

手続きは不要です。

振込口座の変更や、支給辞退のご連絡がない場合、4月中旬に支給します。



② 確認書（封筒）が届いた方（4月中旬送付）

確認書および添付書類を同封の返信用封筒により7/31(金)までにご返送ください。提出書類に不備がない場合、受付から支給まで3~4週間程度の予定です。



※特別な事情によりお急ぎの方は、早期申請による手続きも可能です。手続きの詳細は市庁で確認できます。



【詳細】物価高騰対応支援給付金担当

25・9753

（受付時間）平日8:45~17:15
（申請受付窓口）ベストアメニティ 旭川ビル1F（5の9）



Close up

02 令和8年4/1から宿泊税制度が始まります

旭川市内に宿泊される皆さまへ

宿泊税のお知らせ

2026.4/1~

For guests staying in Asahikawa City an accommodation tax starts on April 1, 2026.

旭川市が、誰もが安心して快適に滞在することができ、国際的にも通用する観光地となることを目指し、次のような観光の振興に関する取組みの財源として活用するため、宿泊税制度が始まります。

① 来訪者が安心して快適に滞在できる環境づくり

② 誘客の促進・滞在日数の延伸につながる仕組みづくり

③ 持続可能な観光地づくり

税率

旭川市内の宿泊施設に泊まったときに、一人一泊ごとに以下の税がかかります。

宿泊料金	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上
自治体			
旭川市		一律 200円	
北海道	100円	200円	500円
合計	300円	400円	700円

詳しくは市庁をご確認ください



【詳細】観光課 25・7168